

2水漁第1228号
令和3年1月27日

北海道漁業共済組合 組合長理事 殿

水産庁漁政部漁業保険管理官

今冬季の大雪による漁業被害等に係る迅速かつ適切な損害評価等の実施及び
共済金等の早期支払について（依頼）

今冬季の大雪により被害を受けた漁業者等においては、漁業経営に支障を来すことが懸念されているところであります。

このような状況に鑑み、貴漁業共済組合におかれましては、漁業協同組合、道庁等関係機関と連携しつつ漁業被害状況等の適切な把握とともに、共済事故が発生した場合には、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払が行われるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

2水漁第1228号
令和3年1月27日

日本漁船保険組合 会長理事 殿

水産庁漁政部漁業保険管理官

今冬季の大雪による漁業被害等に係る迅速かつ適切な損害評価等の実施及び
共済金等の早期支払について（依頼）

今冬期の大雪により被害を受けた漁業者等においては、漁業経営に支障を来すことが懸念されているところであります。

このような状況に鑑み、貴組合におかれましては、漁船被害状況等の適切な把握とともに、保険事故が発生した場合には、迅速かつ適切な損害審査の実施及び保険金の早期支払が行われるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

2水漁第1228号
令和3年1月27日

全国漁業共済組合連合会 会長理事 殿

水産庁漁政部漁業保険管理官

今冬季の大雪による漁業被害等に係る迅速かつ適切な損害評価等の実施及び
共済金等の早期支払について（依頼）

今冬季の大雪により被害を受けた漁業者等においては、漁業経営に支障を来すことが懸念されているところであります。

このような状況に鑑み、別添のとおり、北海道漁業共済組合組合長理事に依頼文を发出したので、御了知頂くとともに、共済事故発生の際は貴連合会においても、再共済金の早期支払等が行えるよう、特段の御配慮をお願いいたします。